

菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、宿泊施設の高付加価値化による収益力の向上につながる取組を行う事業者に補助金を交付することにより、菊池温泉街の再生及び魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 菊池温泉街 令和6年3月に策定した菊池温泉街リブランディング基本構想に定める旅館・ホテルの経営基盤強化対象エリアをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)による許可を受けた旅館等をいう。ただし、研修施設又は福利厚生施設と認められる施設並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う施設を除く。
- (3) 専門家 市が行う菊池温泉街リブランディング事業において選定した事業者、特別認可法人菊池市商工会、金融機関等をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、菊池温泉街において宿泊施設を営む日本法人格を有する事業者とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象事業は、専門家からの助言を受けて、大規模改修工事及びそれに付随する増築工事等の事業計画を策定して実施する高付加価値化のための施設改修工事等であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 単なる老朽化のための修繕又は補修工事ではなく、宿泊施設の宿泊単価の向上、稼働率の向上等、収益力を向上させるための施設改修工事等であること。

- (2) 大規模改修工事等の事業計画において、改修工事の前後を比較して宿泊施設の収益力の向上に関する目標等を設定すること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象経費は、補助対象事業に係る経費とする。ただし、次に該当する経費は補助対象経費から除く。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 故障又は老朽化等に対応するための修理修繕又は単なる代替更新のみに必要となる経費
- (3) 法令又は条例等において義務化されている設備の導入に必要となる経費
- (4) 国、県又は市その他の団体等が実施する他の制度による補助金(その他これに準ずるものを含む。)の交付を受けている経費
- (5) 用地取得に必要となる経費
- (6) 振込手数料

(補助金の額)

第7条 この補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、第9条に規定する審査会において審査の上、5,000万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書(規則様式第1号の2)
- (2) 大規模改修等の事業計画書
- (3) 申請概要書(様式第1号)
- (4) 決算書(最新のものから過去2箇年分)
- (5) 補助対象事業に係る見積書等の写し
- (6) 補助対象事業に係る現況写真、位置図その他関係図面等
- (7) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等の写し

- (8) 国税、都道府県税及び市税に滞納がないことを証する書類
 - (9) 誓約書(様式第2号)
 - (10) 申請者と宿泊施設所有者が異なる場合は、宿泊施設所有者の同意を得ていることが証明できる書類
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (審査会の設置)

第9条 市長は、補助金の額を決定するため、審査会を設置する。

(審査会の所掌事務)

第10条 審査会は、第7条第1項に規定する補助金の額の決定及び補助金の交付に関する審査を所掌するものとする。

(審査会の組織)

第11条 審査会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 審査会は、次に掲げる者のうち7人以内で組織する。

- (1) 経済部長
- (2) 菊池観光協会
- (3) 観光振興課長
- (4) 商工振興課長
- (5) 都市整備課長
- (6) まちなか創造課長
- (7) その他市長が必要と認める者

3 会長は、経済部長をもって充て、会務を総括する。

4 副会長は、まちなか創造課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、経済部まちなか創造課において処理する。

(事前着手の禁止)

第14条 補助対象者は、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により補助金の交付決定の通知を受ける前に、補助対象事業(備品の購入を含む。)に着手してはならない。

2 補助対象者は、補助金等交付決定変更通知書(規則様式第4号)により補助金の変更交付決定の通知を受ける前に、変更後の補助対象事業(変更した備品の購入を含む。)に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第15条 補助対象者は、第8条の規定による申請を取り下げるときは、補助金等交付決定通知書による通知を受けた日から起算して10日を経過する日(菊池市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)までに、理由を付して書面で申請しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業実績報告書(規則様式第5号の1)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業収支決算書(規則様式第5号の2)
- (2) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類(領収書等)の写し
- (3) 改修工事等前後の様子を確認できる写真及び図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実地調査及び指導)

第17条 市長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助対象者に対し、状況報告を求め、又は実地調査(以下「報告等」という。)をすることができる。

2 市長は、前項の規定による報告等により、必要があると認めるときは、補助対象事業が適正に行われるよう是正を求める指導を行うことができる。

3 補助対象者は、第1項に規定する報告等又は前項に規定する指導に応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条第3項の規定に応じないとき。
- (3) その他市長が適当でないと思えたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助対象者及び宿泊施設所有者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を、財産処分制限期間内において、第2条に規定する目的に反して処分(使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)するときは、財産処分承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 取得財産のうち、前項の規定による財産処分の制限の対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産とする。

3 第1項に規定する財産処分制限期間は、前項に規定する財産処分の制限の対象となる取得財産に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第8条関係)			
菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金 申請概要書			
① 申請概要			
事業者名			
施設名			
代表者			
所在地		熊本県菊池市	
電話番号			
Eメール			
総客室数			室
事業目的			
事業期間			
事業費用 (税別)	総事業費		千円
	うち希望補助申請額		千円
	補助率		
経済的効果			
事業概要	主な改修工事		
	高付加価値化のポイント		
	地域への効果		

様式第1号(第8条関係)						
菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金 申請概要書						
※複数年度にわたる事業を計画している場合は第2期以降に記入してください。但し補助金が確約されるものではありません (申請は各期毎に行い、各期の工事については単年度内で完了するものとします。)						
② 工事一覧表						
工事期間	工事名称	概要	工事発注先	事業費 (税別)	補助金申請額 (税別)	見積有無
第1期 (R8)						
第2期 (R9)						
第3期 (R10)						
第4期 (R11)						
事業総計 (税別)						

様式第1号(第8条関係)						
菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金 申請概要書				第		期工事
③ 工事詳細						
工事NO	改修工事内容	数量	工事発注先	事業費 (税別)	補助金申請額 (税別)	見積有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
工事合計 (税別)						

様式第1号(第8条関係)			
菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金 申請概要書			
④ 収支想定			
今回の事業で得られる経済的効果を以下1、2で記入してください。			
1. 高付加価値化による増収効果			
	高付加価値化指標	現状	改修後
B	1人当たり平均宿泊単価		
C	1室あたり平均宿泊人数		
D	ADR (≒1室あたりの平均単価 A*B)		
E	年間販売対象客室数		
F	年間営業日数		
G	年間客室平均稼働率		
H	年間販売客室数		
I	年間宿泊人数		
J	RevPAR(C*F)		
K	年間宿泊売上高 (A*B*D*E*F)		
L	売上増減額		
M	売上増減率		
2. 高付加価値化による利益改善効果			
	高付加価値化指標	現状	改修後
B	売上高		
C	営業利益		
D	原価償却費		
E	償却前営業利益(B+C)		
F	営業利益率(B/A)		
G	償却前営業利益率(D/A)		

誓約書

今般の菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金（以下、補助金という）の申請にあたり、以下の事項を含め、要綱に従っていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 申請者は、交付対象条件を満たしていること
2. 必須入力事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと
3. 複数年にわたる計画として申請する場合、翌年度以降の事業に関しても実施すること（天変地異、疫病、その他甲乙双方の責に帰し得ない事由による本契約の全部又は一部の遅滞、不履行は、本契約の違反とせず、甲乙双方その責を負わないものとする。）
4. 申請者は、補助金を受給後も、事業を10年間継続する意思があること
5. 申請者は、事務局又は事務局の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
6. 申請者は、不正受給が判明した場合には、規程に従い給付金の返還等を行うこと
7. 申請者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
8. 申請者は、補助金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること

年 月 日

(あて先) 菊池市長 様

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 (自署) _____

様式第3号(第19条関係)

年 月 日

菊池市長 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度菊池市宿泊施設高付加価値化促進事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な事項